

京都大学学術情報メディアセンター大型計算機システム利用負担金規程新旧対照表

改正前			改正後		
(前 略)			<p>附 則 この規程は、令和3年9月1日から施行する。</p>		
別表1 (略)			別表1 (同 左)		
別表2 汎用コンピュータシステム			別表2 アカデミッククラウドシステム		
区分	利用負担額	単位	区分	利用負担額	単位
(略)			(同 左)		
備考1～4 (略)			備考1～4 (同 左)		
備考5. 利用負担額は、当該年度(4月から翌年3月まで)の利用に対して年額として算定するが、年度途中から利用を開始する場合には月数に応じて減額する。			備考5. 利用負担額は、当該年度(4月から翌年3月まで)の利用に対して年額として算定するが、年度途中から利用を開始する場合及び申請時において年度途中で利用を終了することが明らかな場合には月数に応じて減額する。		
別表3 (略)			別表3 (同 左)		